

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年2月12日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	DCニッセイJ - REITインデックスファンドA
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ

（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上１万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2019年2月13日（水）～ 2019年8月9日（金）

○ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター ０１２０－７６２－５０６

（午前９時～午後５時 土、日、祝祭日は除きます）

（ ９ ）【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター ０１２０-７６２-５０６

（午前９時～午後５時 土、日、祝祭日は除きます）

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

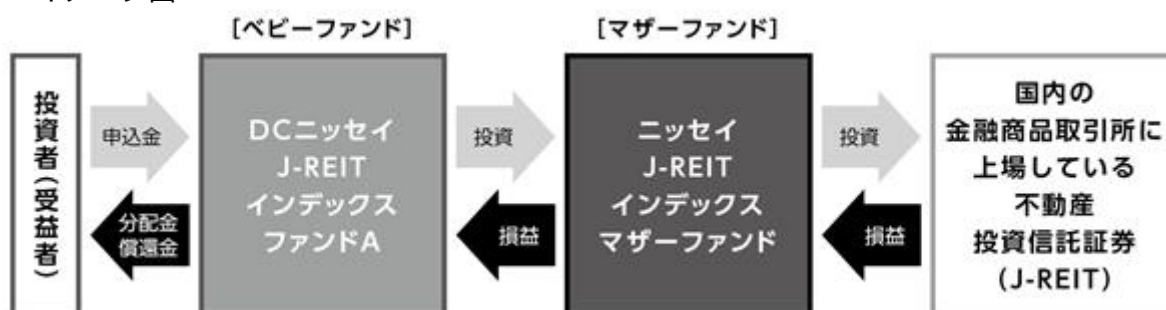
ファンドは、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



- マザーファンドは不動産投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

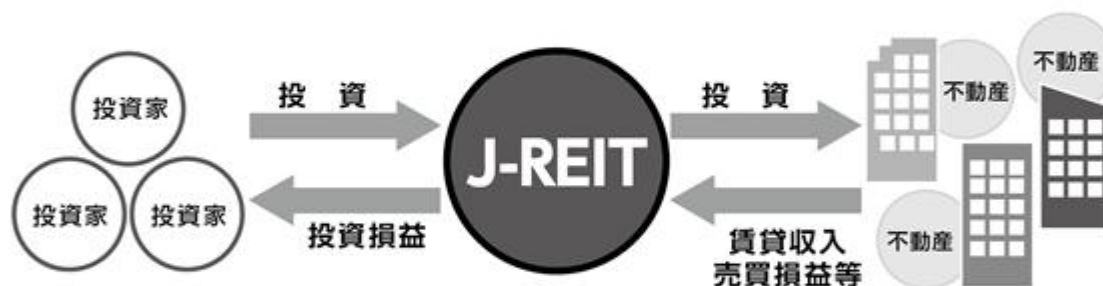
ファンドの特色

国内の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券（以下「J-REIT」※¹といいます）に投資することにより、東証REIT指数（配当込み）※²の動きに連動する成果を目標とします。

※1 J-REITとは

- ・Japanese Real Estate Investment Trustの頭文字をとったもので、日本の不動産投資信託のことです。
 - ・多数の投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産の管理・運営等を行います。
 - ・賃料や売却益等の収入から経費を差し引いて残った利益の大部分を配当として投資家に還元します*。
- *配当可能利益の90%超を分配すること等で法人税が免除されるため、J-REITは通常、利益の大部分を分配します。

〈J-REITの仕組み〉



※2 東証REIT指数（配当込み）とは

- ・東証REIT指数は、東京証券取引所に上場する不動産投資信託（Real Estate Investment Trust）全銘柄を対象とした株価指数です。
- ・東証REIT指数は、基準日である2003年3月31日の時価総額を1,000とした場合に、現在の時価総額がどの程度かを表します。配当込み指数の算出にあたっては、配当金の権利落ちによる市場価格の調整が考慮され、基準日の時価総額修正が行われます。
- ・東証REIT指数は、以下の数式で算出されます。

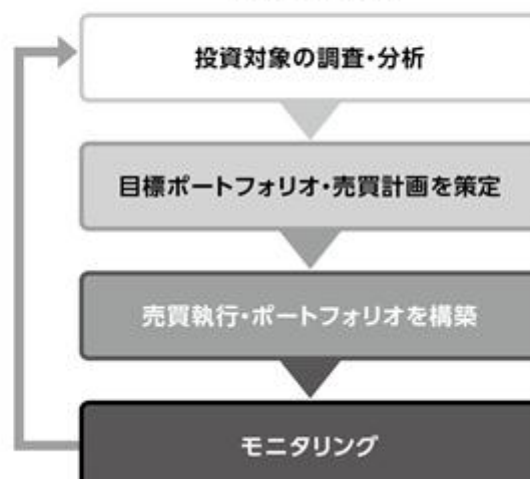
$$\frac{\text{当日の時価総額}}{\text{基準日の時価総額}} \times 1,000$$

なお、新規上場、上場廃止など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。

- ファンドは東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する成果をめざし、同指数構成銘柄※³に投資を行います。なお、各銘柄の投資比率は、同指数における比率を原則とします。

※3 東証REIT指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄

〈運用プロセス〉



●東証REIT指数の著作権等について

- ①東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所（以下「**㈱東京証券取引所**」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標または標章に関するすべての権利は**㈱東京証券取引所**が有しています。
- ②**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤当ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥**㈱東京証券取引所**は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦**㈱東京証券取引所**は、ニッセイアセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、**㈱東京証券取引所**は当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

1,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 不動産投信 / インデックス型に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単 位 型	国 内	株 式 債 券	インデックス型
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 （ ）	特 殊 型
	内 外	資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
債券 一般	年 2 回	日 本		日経225
公債	年 4 回	北 米	ファミリー ファンド	
社債	年 6 回	欧 州		
その他債券 クレジット属性 （ ）	年 12 回 （ 隔月 ）	アジア		TOPIX
不動産投信	年 12 回 （ 毎月 ）	オセアニア		
その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	日 々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
資産複合 （ ）	その他 （ ）	アフリカ		その他 （東証REIT指数）
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東）		
		エマー ジング		

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信（リート）	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
その他の指数 （東証REIT指数）	目論見書または約款において、東証REIT指数の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

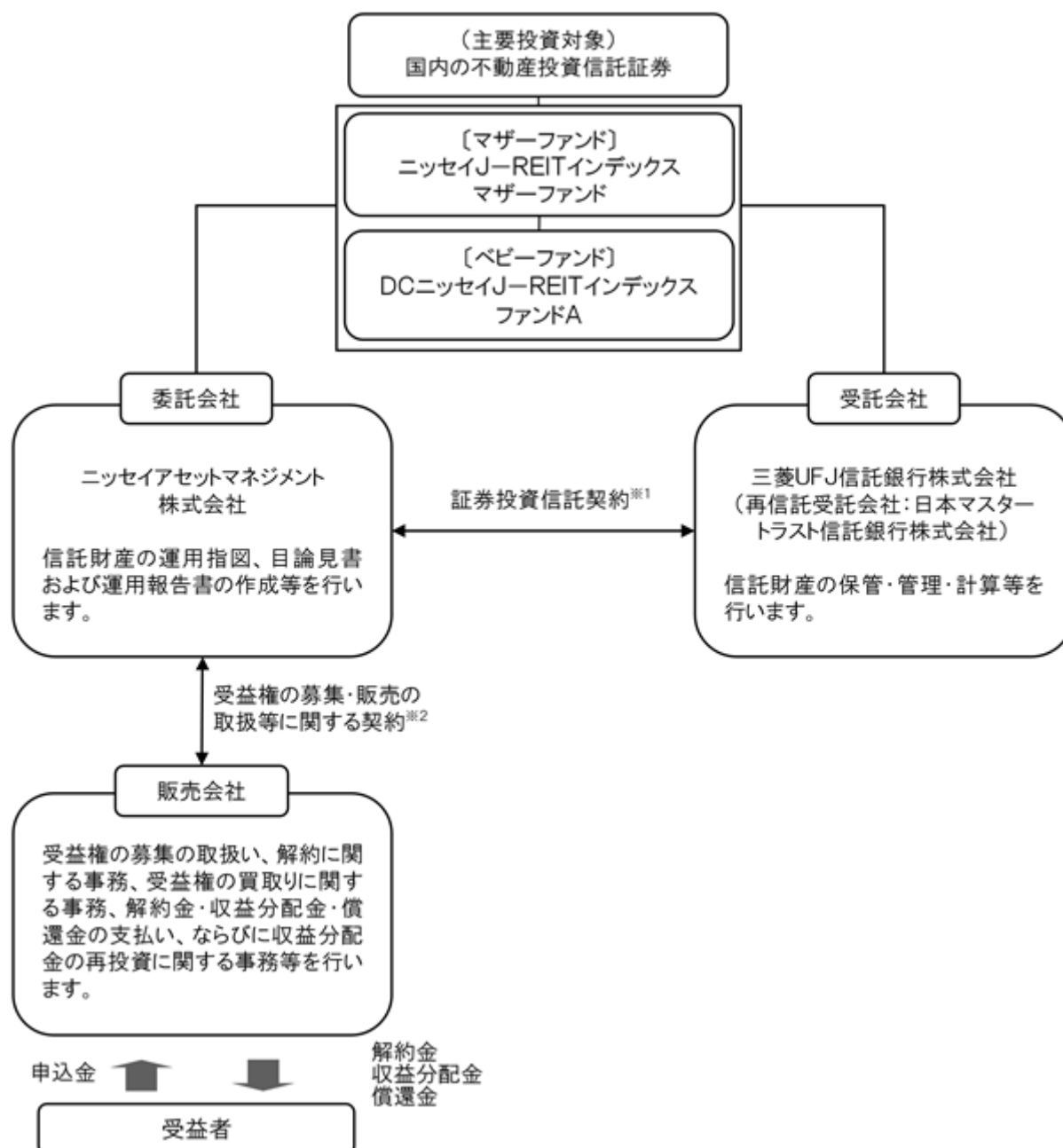
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2016年10月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2018年11月末現在）

- 1 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 2 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 3 資本金の額 : 100億円
- 4 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西 啓介
- 5 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド

（１）基本方針

マザーファンドは、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含まず）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）を主要投資対象とします。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

b 投資態度

国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含まず）している不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標とします。

不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証ＲＥＩＴ指数採用銘柄（採用予定を含まず）に投資を行うものとします。なお、東証ＲＥＩＴ指数の採用銘柄の追加・変更があった場合は、適宜不動産投資信託証券の追加・見直しを行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（２）【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンドを主要投資対象とします。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ」－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限り）に投資します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．の証券の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）

なお、３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品

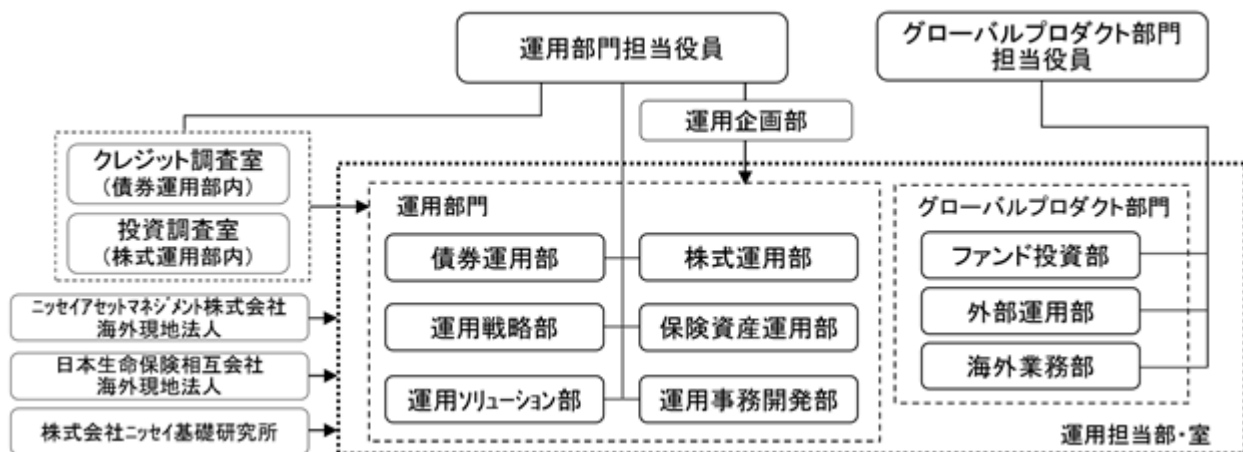
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

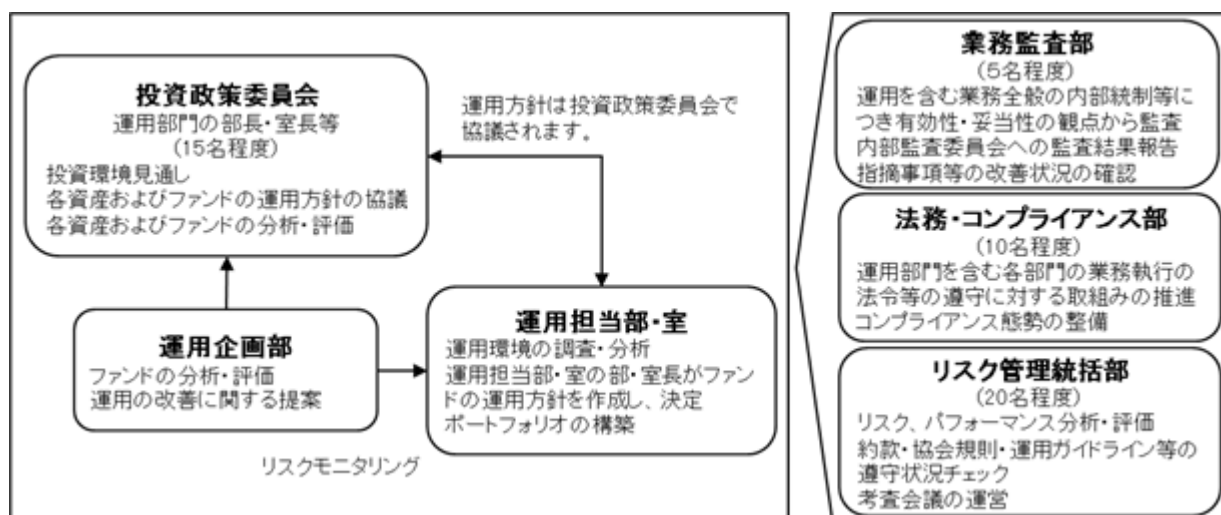
（３）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は5月12日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行います。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動することを目標に運用しますので、東証REIT指数（配当込み）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・不動産投資信託（リート）投資リスク

保有不動産に関するリスク

リーートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。

金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。

信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。

J-REITの税制に関するリスク

一般に、J-REITの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず発行者の税負担が増大し、J-REITの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドは東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

- ・ファンドは、当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れられない場合があること
- ・ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
- ・ファンドは、運用管理費用（信託報酬）等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・ファンドにおける有価証券売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
- ・当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
- ・当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

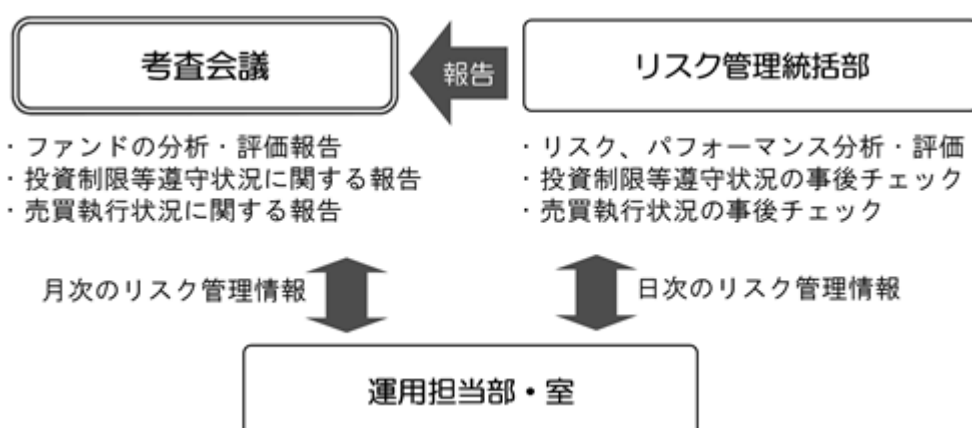
・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（２）投資リスク管理体制



１．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

２．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

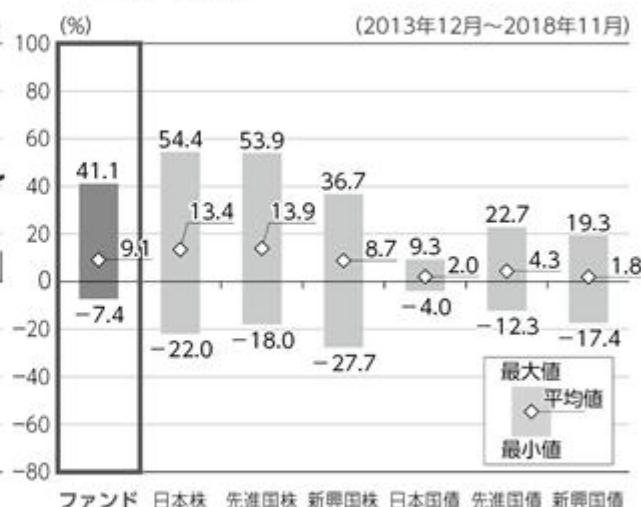
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、不足するデータに関してはファンドのベンチマーク（東証REIT指数（配当込み））を用いて算出しています。したがって、グラフにおけるファンドの騰落率は、すべてがファンドの実績ではありませんのでご注意ください。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ベース）
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

❶ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数）の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.27%（税抜0.25%）以内の率（以下「信託報酬率」といいます）をかけた額とします。

なお、2019年2月13日現在の信託報酬率は年0.27%（税抜0.25%）であり、その配分は次の通りとします。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.11%	0.11%	0.03%

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

- ファンドが実質的な投資対象とする不動産投資信託証券（J-REIT）は、市場の需給により価格形成されるため、不動産投資信託証券の費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00216% （税抜0.002%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00324% （税抜0.003%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00540% （税抜0.005%）
10億円以下 の部分	年 0.01080% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

- 上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「４ 手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金としてファンドを取得した場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金としてではなくファンドを取得した場合

課税対象

分 配 時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。

「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。

法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分 配 時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。

解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

< 少額投資非課税制度について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
分配前の受益者の個別元本 分配前の基準価額 分配金 全額が普通分配金（課税） 分配金落ち後の基準価額 分配後の受益者の個別元本（変更なし） 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	分配前の受益者の個別元本 分配前の基準価額 分配金 普通分配金（課税） 元本払戻金（特別分配金）（非課税） 分配金落ち後の基準価額 分配後の受益者の個別元本 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「DCニッセイ」-REITインデックスファンドA」

(2018年11月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,059,220,200	100.00
内 日本	1,059,220,200	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,034	0.00
純資産総額	1,059,212,166	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ」-REITインデックス マザーファンド」

(2018年11月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	17,651,717,690	98.70
内 日本	17,651,717,690	98.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	232,828,119	1.30
純資産総額	17,884,545,809	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(2)【投資資産】

「DCニッセイ」-REITインデックスファンドA」

【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年11月30日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	691,622,723	1.4605 1,010,127,186	1.5315 1,059,220,200	- -	100.00%

(注)投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合 計(対純資産総額比)			100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ」- R E I Tインデックス マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

（2018年11月30日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（％） 償還日	投資 比率
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	1,931	679,373.79 1,311,870,789	707,000.00 1,365,217,000	- -	7.63%
2	ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本	投資証券	1,994	609,294.01 1,214,932,272	627,000.00 1,250,238,000	- -	6.99%
3	野村不動産マスターファン ド投資法人 日本	投資証券	5,911	146,734.29 867,346,394	151,600.00 896,107,600	- -	5.01%
4	日本リテールファンド投資 法人 日本	投資証券	3,769	214,812.67 809,628,964	217,700.00 820,511,300	- -	4.59%
5	ユナイテッド・アーバン投 資法人 日本	投資証券	4,398	177,435.96 780,363,364	180,700.00 794,718,600	- -	4.44%
6	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	3,973	177,499.58 705,205,857	184,700.00 733,813,100	- -	4.10%
7	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	2,497	247,857.13 618,899,258	257,300.00 642,478,100	- -	3.59%
8	日本プロロジスリート投資 法人 日本	投資証券	2,675	239,137.27 639,692,212	235,100.00 628,892,500	- -	3.52%
9	アドバンス・レジデンス投 資法人 日本	投資証券	1,944	297,562.57 578,461,647	313,500.00 609,444,000	- -	3.41%
10	G L P 投資法人 日本	投資証券	4,942	112,641.94 556,676,495	114,200.00 564,376,400	- -	3.16%
11	日本プライムリアルティ投 資法人 日本	投資証券	1,262	415,933.20 524,907,700	443,500.00 559,697,000	- -	3.13%
12	ケネディクス・オフィス投 資法人 日本	投資証券	617	725,174.74 447,432,820	745,000.00 459,665,000	- -	2.57%
13	ジャパン・ホテル・リート 投資法人 日本	投資証券	5,774	80,358.45 463,989,746	79,000.00 456,146,000	- -	2.55%
14	アクティピア・プロパ ティーズ投資法人 日本	投資証券	956	484,666.09 463,340,786	477,000.00 456,012,000	- -	2.55%
15	日本アコモデーションファ ンド投資法人 日本	投資証券	663	524,274.88 347,594,248	551,000.00 365,313,000	- -	2.04%
16	積水ハウス・リート投資法 人 日本	投資証券	5,145	70,761.45 364,067,675	69,900.00 359,635,500	- -	2.01%
17	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	6,979	46,403.17 323,847,781	47,100.00 328,710,900	- -	1.84%
18	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	460	720,917.99 331,622,278	702,000.00 322,920,000	- -	1.81%
19	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証券	2,287	139,297.40 318,573,159	140,600.00 321,552,200	- -	1.80%
20	フロンティア不動産投資法 人 日本	投資証券	678	441,931.10 299,629,292	441,500.00 299,337,000	- -	1.67%

21	日本ロジスティクスファン ド投資法人 日本	投資証券	1,316	228,342.90 300,499,264	226,600.00 298,205,600	- -	1.67%
22	ジャパンエクセレント投資 法人 日本	投資証券	1,786	148,772.16 265,707,080	155,600.00 277,901,600	- -	1.55%
23	ヒューリックリート投資法 人 日本	投資証券	1,612	164,396.05 265,006,440	166,000.00 267,592,000	- -	1.50%
24	イオンリート投資法人 日本	投資証券	2,047	126,386.60 258,713,388	126,900.00 259,764,300	- -	1.45%
25	産業ファンド投資法人 日本	投資証券	2,323	113,009.25 262,520,492	111,000.00 257,853,000	- -	1.44%
26	日本リート投資法人 日本	投資証券	644	368,965.69 237,613,908	371,500.00 239,246,000	- -	1.34%
27	森トラスト総合リート投資 法人 日本	投資証券	1,425	162,521.10 231,592,572	164,600.00 234,555,000	- -	1.31%
28	プレミアム投資法人 日本	投資証券	1,896	122,790.75 232,811,275	122,900.00 233,018,400	- -	1.30%
29	東急リアル・エステート投 資法人 日本	投資証券	1,337	161,470.15 215,885,597	167,300.00 223,680,100	- -	1.25%
30	コンフォリア・レジデン シャル投資法人 日本	投資証券	761	274,352.22 208,782,044	284,700.00 216,656,700	- -	1.21%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
投資証券	国内	投資証券	98.70
	小計		98.70
合 計（対純資産総額比）			98.70

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

「ＤＣニッセイ」－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ」

【純資産の推移】

2018年11月30日現在、同日前１年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年5月12日)	199,275,567	199,275,567	1.0040	1.0040
第2計算期間末 (2018年5月14日)	494,083,376	494,083,376	1.0312	1.0312
2017年11月末日	360,710,103	-	0.9744	-
12月末日	371,260,841	-	0.9740	-
2018年1月末日	409,344,164	-	1.0241	-
2月末日	418,234,599	-	1.0042	-
3月末日	432,009,779	-	0.9990	-
4月末日	477,166,557	-	1.0243	-
5月末日	529,096,993	-	1.0305	-
6月末日	568,478,778	-	1.0518	-
7月末日	656,809,763	-	1.0569	-
8月末日	693,859,501	-	1.0532	-
9月末日	826,181,952	-	1.0697	-
10月末日	877,710,660	-	1.0533	-
11月末日	1,059,212,166	-	1.0981	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2018年5月15日～ 2018年11月14日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.4
第2計算期間	2.7
2018年5月15日～ 2018年11月14日	4.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（又は直近日の基準価額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。)

(4) 【設定及び解約の実績】

「DCニッセイ」-REITインデックスファンドA」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	255,319,288	56,832,992	198,486,296
第2計算期間	497,536,929	216,874,830	479,148,395
2018年5月15日～ 2018年11月14日	626,529,574	235,736,716	869,941,253

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

3.運用実績

2018年11月末現在

●基準価額・純資産の推移



基準価額	10,981円
純資産総額	10億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2017年5月	0円
2018年5月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

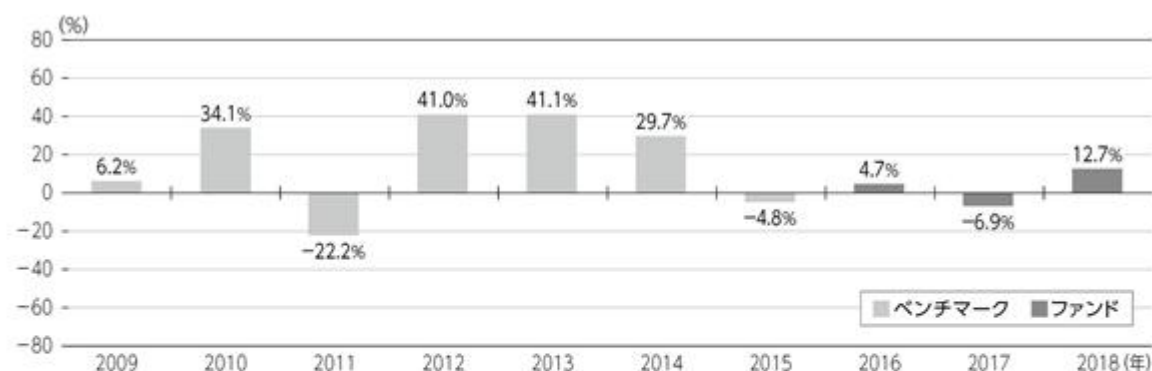
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	日本ビルファンド投資法人	7.6%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	7.0%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.0%
4	日本リテールファンド投資法人	4.6%
5	ユナイテッド・アーバン投資法人	4.4%
6	オリックス不動産投資法人	4.1%
7	大和ハウスリート投資法人	3.6%
8	日本プロロジスリート投資法人	3.5%
9	アドバンス・レジデンス投資法人	3.4%
10	GLP投資法人	3.2%

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2016年はファンド設定時から年末まで、2018年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

・2015年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額**< 解約請求の場合 >**

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

（４）【計算期間】

毎年5月13日から翌年5月12日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

繰上償還

- １．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
- ２．委託会社は、前記１．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ３．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ４．前記２．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- ５．前記２．から４．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記２．から４．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ６．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- ７．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更等 ２．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

9．償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

約款の変更等

1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2．委託会社は、前記1．の事項（前記1．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3．前記2．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。

4．前記2．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

5．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6．前記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7．前記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1．から7．までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

（６）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの第1期計算期間については、設定日である2016年10月21日を期首としております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2017年5月13日から2018年5月14日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ】

(１) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2017年5月12日現在)	第2期 (2018年5月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	522	8,153
コール・ローン	25,352	537,159
親投資信託受益証券	199,277,106	494,094,581
未収入金	1,032,539	6,306,442
流動資産合計	200,335,519	500,946,335
資産合計	200,335,519	500,946,335
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,028,007	6,295,256
未払受託者報酬	3,686	65,463
未払委託者報酬	27,039	480,488
その他未払費用	1,220	21,752
流動負債合計	1,059,952	6,862,959
負債合計	1,059,952	6,862,959
純資産の部		
元本等		
元本	198,486,296	479,148,395
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	789,271	14,934,981
純資産合計	199,275,567	494,083,376
負債純資産合計	200,335,519	500,946,335

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自2016年10月21日 至2017年 5月12日)	第2期 (自2017年5月13日 至2018年5月14日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,967,507	20,509,007
営業収益合計	1,967,507	20,509,007
営業費用		
支払利息	-	29
受託者報酬	18,327	109,290
委託者報酬	134,687	802,209
その他費用	6,032	36,285
営業費用合計	159,046	947,813
営業利益又は営業損失（ ）	2,126,553	19,561,194
経常利益又は経常損失（ ）	2,126,553	19,561,194
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,126,553	19,561,194
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	298,563	1,340,071
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	789,271
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,763,367	2,661,682
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,661,682
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,763,367	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	548,980	9,417,237
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	548,980	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	9,417,237
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	789,271	14,934,981

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月12日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2017年5月13日から2018年5月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2017年5月12日現在)	第2期 (2018年5月14日現在)
1 . 受益権総口数	198,486,296口	479,148,395口
2 . 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0040円 (10,040円)	1.0312円 (10,312円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自2016年10月21日 至2017年5月12日)	第2期 (自2017年5月13日 至2018年5月14日)
1 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(789,271円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は789,271円(1口当たり0.003976円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(19,654,707円)、収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は19,654,707円(1口当たり0.041020円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 (自2016年10月21日 至2017年5月12日)	第2期 (自2017年5月13日 至2018年5月14日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (2017年5月12日現在)	第2期 (2018年5月14日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (2017年5月12日現在)	第2期 (2018年5月14日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
親投資信託受益証券	2,263,751	21,648,415
合計	2,263,751	21,648,415

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第1期 (2017年5月12日現在)	第2期 (2018年5月14日現在)
期首元本額	1,000,000円	198,486,296円
期中追加設定元本額	254,319,288円	497,536,929円
期中一部解約元本額	56,832,992円	216,874,830円

(4) 【附属明細表】（2018年5月14日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイJ - R E I T インデックス マザー ファンド	344,100,969	494,094,581	
親投資信託受益証券	合計	344,100,969	494,094,581	
合計		344,100,969	494,094,581	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ）は、「ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（ 2017年5月12日現在 ）	（ 2018年5月14日現在 ）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,324,715	3,129,225
コール・ローン	161,355,620	206,169,468
投資証券	14,388,245,800	16,145,251,650
未収配当金	127,530,031	145,770,684
流動資産合計	14,680,456,166	16,500,321,027
資産合計	14,680,456,166	16,500,321,027
負債の部		
流動負債		
未払解約金	106,639,333	87,986,959
その他未払費用	2,028	4,860
流動負債合計	106,641,361	87,991,819
負債合計	106,641,361	87,991,819
純資産の部		
元本等		
元本	10,454,072,271	11,429,877,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,119,742,534	4,982,451,344
純資産合計	14,573,814,805	16,412,329,208
負債純資産合計	14,680,456,166	16,500,321,027

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2017年5月12日現在）	（2018年5月14日現在）
1 . 受益権総口数	10,454,072,271口	11,429,877,864口
2 . 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3941円 (13,941円)	1.4359円 (14,359円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	（自 2016年10月21日 至 2017年5月12日）	（自 2017年5月13日 至 2018年5月14日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	（2017年5月12日現在）	（2018年5月14日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2017年5月12日現在）	（2018年5月14日現在）
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	322,261,687	1,171,163,287
合計	322,261,687	1,171,163,287

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（2017年5月12日現在）	（2018年5月14日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,155,025,223円	10,454,072,271円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	2,639,230,697円	6,094,551,324円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	5,340,183,649円	5,118,745,731円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,783,663,260円	1,727,293,515円
ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド	942,672,125円	899,849,577円
<購入・換金手数料なし>ニッセイＪリートインデックスファンド	5,429,016,762円	6,335,299,984円
ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド２０１３－０２（適格機関投資家限定）	2,111,140,148円	1,945,903,245円
ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ	142,943,194円	344,100,969円
ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＢ	44,636,782円	158,597,298円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド（６資産均等型）	- 円	11,298,755円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート）	- 円	1,128,811円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	- 円	552,694円
ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）	- 円	494,900円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド（８資産均等型）	- 円	5,358,116円
計	10,454,072,271円	11,429,877,864円

附属明細表（2018年5月14日現在）

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額又は口数	評価額 （円）	備考
投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	198	22,869,000	
	ＧＬＰ投資法人	4,113	492,737,400	
	ＭＣＵＢＳ ＭｉｄＣｉｔｙ 投資法人	2,211	184,176,300	
	Ｏｎｅリート投資法人	217	53,490,500	
	いちごオフィスリート投資法人	1,534	129,469,600	
	いちごホテルリート投資法人	310	41,323,000	
	さくら総合リート投資法人	476	44,363,200	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	896	444,416,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,835	518,938,000	
	イオンリート投資法人	1,882	222,076,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	11,675	164,734,250	
	インヴィンシブル投資法人	5,434	272,243,400	
	オリックス不動産投資法人	3,931	680,063,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,258	134,480,200	
	ケネディクス・オフィス投資法人	579	398,352,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,008	158,356,800	
	ケネディクス商業リート投資法人	721	166,478,900	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	751	187,750,000	

サムティ・レジデンシャル投資法人	344	33,264,800	
ザイマックス・リート投資法人	183	21,136,500	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	5,719	463,810,900	
ジャパンエクセレント投資法人	1,774	253,859,400	
ジャパンリアルエステイト投資法人	1,972	1,118,124,000	
スターアジア不動産投資法人	465	49,383,000	
スターツプロシード投資法人	312	50,731,200	
トーセイ・リート投資法人	319	35,855,600	
ヒューリックリート投資法人	1,346	224,916,600	
フロンティア不動産投資法人	674	304,648,000	
プレミアム投資法人	1,790	194,215,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	244	26,059,200	
マリモ地方創生リート投資法人	159	18,650,700	
ユナイテッド・アーバン投資法人	4,370	753,388,000	
ラサールロジポート投資法人	1,495	165,197,500	
阪急リート投資法人	865	121,619,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	375	130,500,000	
三菱地所物流リート投資法人	184	50,066,400	
産業ファンド投資法人	2,301	278,651,100	
森トラスト・ホテルリート投資法人	429	61,733,100	
森トラスト総合リート投資法人	1,416	228,542,400	
森ヒルズリート投資法人	2,129	298,485,800	
星野リゾート・リート投資法人	313	169,333,000	
積水ハウス・リート投資法人	4,964	350,458,400	
大江戸温泉リート投資法人	333	30,269,700	
大和ハウスリート投資法人	2,306	599,790,600	
大和証券オフィス投資法人	427	269,010,000	
投資法人みらい	252	46,191,600	
東急リアル・エステート投資法人	1,328	195,216,000	
日本アコモデーションファンド投資法人	658	315,840,000	
日本ビルファンド投資法人	1,919	1,193,618,000	
日本プライムリアルティ投資法人	1,251	506,655,000	
日本プロロジスリート投資法人	2,641	607,958,200	
日本ヘルスケア投資法人	96	16,867,200	
日本リート投資法人	532	174,230,000	
日本リテールファンド投資法人	3,742	759,626,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	1,320	296,076,000	
日本賃貸住宅投資法人	2,229	192,808,500	
福岡リート投資法人	1,025	178,042,500	
平和不動産リート投資法人	1,234	134,012,400	
野村不動産マスターファンド投資法人	5,864	910,092,800	
投資証券 合計	100,328	16,145,251,650	
合計	100,328	16,145,251,650	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

中間財務諸表

１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2018年5月15日から2018年11月14日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ】

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2018年5月14日現在)	第3期中間計算期間 (2018年11月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,153	9
コール・ローン	537,159	3
親投資信託受益証券	494,094,581	936,852,957
未収入金	6,306,442	893,726
流動資産合計	500,946,335	937,746,695
資産合計	500,946,335	937,746,695
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,295,256	886,561
未払受託者報酬	65,463	1,654
未払委託者報酬	480,488	12,125
その他未払費用	21,752	562
流動負債合計	6,862,959	900,902
負債合計	6,862,959	900,902
純資産の部		
元本等		
元本	479,148,395	869,941,253
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,934,981	66,904,540
純資産合計	494,083,376	936,845,793
負債純資産合計	500,946,335	937,746,695

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 (自2017年 5月13日 至2017年11月12日)	第3期中間計算期間 (自2018年 5月15日 至2018年11月14日)
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	18,830,282	32,851,915
営業収益合計	18,830,282	32,851,916
営業費用		
支払利息	-	98
受託者報酬	42,996	112,008
委託者報酬	315,622	821,541
その他費用	14,256	37,262
営業費用合計	372,874	970,909
営業利益又は営業損失（ ）	19,203,156	31,881,007
経常利益又は経常損失（ ）	19,203,156	31,881,007
中間純利益又は中間純損失（ ）	19,203,156	31,881,007
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,877,902	3,094,533
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	789,271	14,934,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	681,523	31,661,016
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	681,523	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	31,661,016
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,232,929	8,477,931
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,477,931
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,232,929	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	22,087,389	66,904,540

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２． その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月12日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2018年5月15日から2018年11月14日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 (2018年5月14日現在)	第3期中間計算期間 (2018年11月14日現在)
１． 受益権総口数	479,148,395口	869,941,253口
２． 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0312円 (10,312円)	1.0769円 (10,769円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2018年5月14日現在)	第3期中間計算期間 (2018年11月14日現在)
１． 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第2期 (2018年5月14日現在)	第3期中間計算期間 (2018年11月14日現在)
期首元本額	198,486,296円	479,148,395円
期中追加設定元本額	497,536,929円	626,529,574円
期中一部解約元本額	216,874,830円	235,736,716円

< 参考 >

開示対象ファンド（ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ）は、「ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(2018年5月14日現在)	(2018年11月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,129,225	148,285,017
コール・ローン	206,169,468	53,028,304
投資証券	16,145,251,650	16,880,399,650
未収配当金	145,770,684	138,129,697
流動資産合計	16,500,321,027	17,219,842,668
資産合計	16,500,321,027	17,219,842,668
負債の部		
流動負債		
未払解約金	87,986,959	42,381,416
その他未払費用	4,860	4,033
流動負債合計	87,991,819	42,385,449
負債合計	87,991,819	42,385,449
純資産の部		
元本等		
元本	11,429,877,864	11,438,881,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	4,982,451,344	5,738,575,430
純資産合計	16,412,329,208	17,177,457,219
負債純資産合計	16,500,321,027	17,219,842,668

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2018年5月14日現在）	（2018年11月14日現在）
1. 受益権総口数	11,429,877,864口	11,438,881,789口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4359円 (14,359円)	1.5017円 (15,017円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	（2018年5月14日現在）	（2018年11月14日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（2018年5月14日現在）	（2018年11月14日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	10,454,072,271円	11,429,877,864円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	6,094,551,324円	2,263,524,624円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	5,118,745,731円	2,254,520,699円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,727,293,515円	1,702,090,497円
ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド	899,849,577円	1,007,321,052円
<購入・換金手数料なし>ニッセイＪリートインデックスファンド	6,335,299,984円	5,917,610,127円
ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド２０１３－０２（適格機関投資家限定）	1,945,903,245円	1,915,461,484円
ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ	344,100,969円	623,861,595円
ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＢ	158,597,298円	242,671,695円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド（６資産均等型）	11,298,755円	15,862,052円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート）	1,128,811円	1,917,546円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	552,694円	694,910円
ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）	494,900円	1,013,781円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド（８資産均等型）	5,358,116円	10,377,050円
計	11,429,877,864円	11,438,881,789円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DCニッセイ」-REITインデックスファンドA」

（2018年11月30日現在）

資産総額	1,060,749,398円
負債総額	1,537,232円
純資産総額（ - ）	1,059,212,166円
発行済数量	964,549,086口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0981円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

ありません。

（３）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2018年11月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年11月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	372	57,364
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	95	21,189
単位型公社債投資信託	2	81
合計	469	78,634

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第24期事業年度に係る中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		20,957,403		19,824,114
有価証券		6,499,770		7,102,076
前払費用		511,014		421,985
未収委託者報酬		3,687,850		4,433,940
未収運用受託報酬		1,656,206		1,806,719
未収投資助言報酬		91,351		101,471
繰延税金資産		327,435		437,736
その他		11,984		323,490
流動資産合計		33,743,017		34,451,536
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	71,578	1	82,291
車両	1	0	1	4,900
器具備品	1	92,090	1	94,283
有形固定資産合計		163,668		181,475
無形固定資産				
ソフトウェア		765,393		889,998
ソフトウェア仮勘定		166,377		44,035
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		939,784		942,047
投資その他の資産				
投資有価証券		29,600,256		34,455,496
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		171,056		14,723
差入保証金		285,884		299,871
繰延税金資産		280,043		340,843
その他		10,177		14,474
投資その他の資産合計		30,413,641		35,191,632
固定資産合計		31,517,095		36,315,155
資産合計		65,260,112		70,766,691

負債の部

流動負債

預り金	34,889	70,706
未払収益分配金	2,498	3,465
未払償還金	27,718	-
未払手数料	1,269,371	1,700,145
未払運用委託報酬	659,099	703,881
未払投資助言報酬	566,198	771,152
その他未払金	356,756	437,257
未払費用	104,560	109,199
未払法人税等	1,272,113	2,548,634
賞与引当金	746,320	864,699
その他	217,295	377,984
流動負債合計	5,256,823	7,587,128

固定負債

退職給付引当金	1,519,642	1,682,532
役員退職慰労引当金	15,750	18,200
固定負債合計	1,535,392	1,700,732

負債合計

6,792,216	9,287,861
-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	38,693,404	41,733,107
利益剰余金合計	39,373,211	42,412,914
株主資本合計	57,655,051	60,694,754

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	812,844	779,438
繰延ヘッジ損益	-	4,637
評価・換算差額等合計	812,844	784,076

純資産合計

58,467,896	61,478,830
------------	------------

負債・純資産合計

65,260,112	70,766,691
------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	24,865,689	26,937,202
運用受託報酬	9,257,111	11,497,098
投資助言報酬	511,448	493,070
営業収益計	34,634,249	38,927,371
営業費用		
支払手数料	11,232,556	12,354,679
広告宣伝費	25,920	31,453
公告費	-	260
調査費	5,110,928	5,782,852
支払運用委託報酬	1,719,103	1,754,925
支払投資助言報酬	2,287,929	2,906,672
委託調査費	85,290	82,637
調査費	1,018,604	1,038,617
委託計算費	204,532	216,637
営業雑経費	776,544	794,505
通信費	49,069	45,726
印刷費	191,262	179,345
協会費	26,975	32,226
その他営業雑経費	509,237	537,207
営業費用計	17,350,482	19,180,389
一般管理費		
役員報酬	80,235	83,616
給料・手当	3,191,860	3,439,572
賞与引当金繰入額	745,410	864,584
賞与	244,745	248,146
福利厚生費	611,979	662,791
退職給付費用	241,990	330,209
役員退職慰労引当金繰入額	7,350	2,450
役員退職慰労金	630	-
その他人件費	128,730	148,712
不動産賃借料	623,115	630,692
その他不動産経費	25,985	26,725
交際費	28,549	26,650
旅費交通費	146,828	152,875
固定資産減価償却費	378,339	396,898
租税公課	280,494	332,001
業務委託費	206,740	223,322
器具備品費	245,657	282,137
保険料	56,210	54,193
寄付金	-	162
諸経費	163,433	175,371
一般管理費計	7,408,286	8,081,115
営業利益	9,875,480	11,665,865

営業外収益				
受取利息	170		165	
有価証券利息	50,483		33,950	
受取配当金	138,431		176,877	
為替差益	15,249		-	
時効成立償還金	91,045		27,718	
その他営業外収益	10,670		13,552	
営業外収益計	306,050		252,264	
営業外費用				
為替差損	-		15,293	
控除対象外消費税	14,608		13,239	
雑損失	-		27,789	
その他営業外費用	96		657	
営業外費用計	14,704		56,980	
経常利益	10,166,826		11,861,150	
特別利益				
投資有価証券売却益	624,481		201,537	
投資有価証券償還益	195,321		31,108	
固定資産売却益	-	1	169	
特別利益計	819,803		232,815	
特別損失				
投資有価証券売却損	2,615		107	
投資有価証券償還損	16,134		15,469	
投資有価証券評価損	129,060		-	
固定資産除却損	2	1,787	2	5,271
事故損失賠償金	3	6,119		-
特別損失計	155,717		20,848	
税引前当期純利益	10,830,912		12,073,117	
法人税、住民税及び事業税	3,013,428		3,912,569	
法人税等調整額	274,628		157,154	
法人税等合計	3,288,057		3,755,414	
当期純利益	7,542,855		8,317,703	

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2016年4月１日　至2017年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,277,901	31,957,708	50,239,548
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	8,207	8,207	8,207
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,286,108	31,965,915	50,247,755
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	135,560	135,560	135,560
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	7,542,855	7,542,855	7,542,855
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	7,407,295	7,407,295	7,407,295
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,309,858	1,309,858	51,549,407
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	8,207
遡及処理後当期首残高	1,309,858	1,309,858	51,557,614
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	135,560
当期純利益	-	-	7,542,855
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	497,014	497,014	497,014
当期変動額合計	497,014	497,014	6,910,281
当期末残高	812,844	812,844	58,467,896

当事業年度(自2017年4月 1 日 至2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,278,000	5,278,000	5,278,000
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,317,703	8,317,703	8,317,703
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,039,703	3,039,703	3,039,703
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	812,844	-	812,844	58,467,896
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,278,000
当期純利益	-	-	-	8,317,703
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	33,405	4,637	28,768	28,768
当期変動額合計	33,405	4,637	28,768	3,010,934
当期末残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
7．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

(2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
建物附属設備	301,414千円	313,759千円
車両	7,014	1,828
器具備品	450,664	469,335
計	759,093	784,943

（損益計算書関係）

1．固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
車両	-	169千円

2．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
器具備品	1,787千円	5,271千円

3．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2016年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
1株当たり配当額	1,250円
基準日	2016年3月31日
効力発生日	2016年6月24日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2017年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来さないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注2）を参照下さい）。

前事業年度（2017年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	20,957,403	20,957,403	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,499,770	6,515,850	16,079
投資有価証券			
満期保有目的の債券	15,613,017	15,730,180	117,162
その他有価証券	13,919,739	13,919,739	-

当事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	19,824,114	19,824,114	-
有価証券			
満期保有目的の債券	7,102,076	7,115,800	13,723
投資有価証券			
満期保有目的の債券	14,652,704	14,687,680	34,975
その他有価証券	19,735,292	19,735,292	-
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	103,394	103,394	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

当事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

ヘッジ会 計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッ ジ対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1 年超		
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,988,812	-	71,536	取引相手の金融機 関等より入手した ＴＴＭ、割引レー ト等を基準として 算定した価格によ っております。
	新興国株価 指数先物 売建	投資 有価証券	1,022,464	-	31,858	決算日の市場価格 によっております。
合計			3,011,276	-	103,394	

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	20,957,403	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,500,000	15,600,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	1,543,642	10,698,606	1,611,564	1,136
合計	29,001,045	26,298,606	1,611,564	1,136

（注）投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	19,824,114	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	7,100,000	14,650,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	2,896,071	14,413,880	2,089,902	299,797
合計	29,820,185	29,063,880	2,089,902	299,797

（注）投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2017年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	22,112,787	22,246,030	133,242
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	22,112,787	22,246,030	133,242
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		22,112,787	22,246,030	133,242

当事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	15,606,746	15,660,060	53,313
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	15,606,746	15,660,060	53,313
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,148,033	6,143,420	4,613
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,148,033	6,143,420	4,613
合計		21,754,780	21,803,480	48,699

２．その他有価証券

前事業年度（2017年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,850,740	5,806,313	44,426
	国債・地方債等	5,850,740	5,806,313	44,426
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	5,152,625	3,951,939	1,200,685
	小計	11,003,365	9,758,253	1,245,112
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	2,916,373	2,988,610	72,236
	小計	2,916,373	2,988,610	72,236
合計		13,919,739	12,746,863	1,172,876

当事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,824,610	5,803,679	20,930
	国債・地方債等	5,824,610	5,803,679	20,930
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	7,066,429	5,762,409	1,304,019
	小計	12,891,039	11,566,089	1,324,949
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	6,844,252	7,045,700	201,447
	小計	6,844,252	7,045,700	201,447
合計		19,735,292	18,611,789	1,123,502

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	1,520,915	624,481	2,615
合計	1,520,915	624,481	2,615

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	344,430	201,537	107
合計	344,430	201,537	107

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券のその他について129,060千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（2017年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,988,812	-	71,536	71,536
合計			1,988,812	-	71,536	71,536

（注１）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（２）株式関連

前事業年度（2017年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
原則的処理方法	新興国株価 指数先物 売建	投資 有価証券	1,022,464	-	31,858	31,858
合計			1,022,464	-	31,858	31,858

（注１）時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,404,058 千円
退職給付費用	167,807
退職給付の支払額	52,223
退職給付引当金の期末残高	1,519,642

（2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 167,807 千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、50,618千円であります。

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,519,642 千円
退職給付費用	248,707
退職給付の支払額	85,817
退職給付引当金の期末残高	1,682,532

（2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 248,707 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、54,955千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	230,314 千円	264,770 千円
未払事業税	63,109	138,553
その他	34,011	36,433
繰延税金資産合計	327,435	439,758
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	-	2,021
繰延税金負債合計	-	2,021
繰延税金資産の純額	-	437,736
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	465,488	515,191
税務上の繰延資産償却超過額	3,415	3,662
役員退職慰労引当金	4,822	5,572
投資有価証券評価損	39,827	-
投資有価証券評価差額	22,140	61,683
その他	3,623	12,431
小計	539,318	598,542
評価性引当額	10	47
繰延税金資産合計	539,308	598,495
繰延税金負債		
特別分配金否認	34,979	9,827
投資有価証券評価差額	224,285	247,824
繰延税金負債合計	259,265	257,651
繰延税金資産(は負債)の純額	280,043	340,843

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,036,007	未収運用受託報酬	715,220
								投資助言報酬の受取	218,363	未収投資助言報酬	11,670

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,608,592	未収運用受託報酬	833,260
								投資助言報酬の受取	132,212	未収投資助言報酬	11,876

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日）	当事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）
1株当たり純資産額	539,133円00銭	566,896円85銭
1株当たり当期純利益金額	69,552円73銭	76,697円61銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日）	当事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）
当期純利益	7,542,855千円	8,317,703千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	7,542,855千円	8,317,703千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第24期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		16,832,015
有価証券		7,811,240
前払費用		391,082
未収委託者報酬		5,127,174
未収運用受託報酬		2,525,022
未収投資助言報酬		128,536
その他		107,156
流動資産合計		32,922,227
固定資産		
有形固定資産	1	187,242
無形固定資産		963,054
投資その他の資産		
投資有価証券		34,280,222
関係会社株式		66,222
長期前払費用		12,330
差入保証金		296,752
繰延税金資産		624,861
その他		87,983
投資その他の資産合計		35,368,373
固定資産合計		36,518,670
資産合計		69,440,898

負債の部

流動負債

預り金	64,326
未払収益分配金	4,755
未払手数料	2,135,600
未払運用委託報酬	677,962
未払投資助言報酬	703,959
その他未払金	240,364
未払費用	135,473
未払法人税等	1,864,808
前受投資助言報酬	46,905
賞与引当金	487,863
その他	2 322,922
流動負債合計	6,684,941

固定負債

退職給付引当金	1,775,803
役員退職慰労引当金	18,250
固定負債合計	1,794,053

負債合計

8,478,994

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	41,179,702
利益剰余金合計	41,859,509
株主資本合計	60,141,349

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	855,542
繰延ヘッジ損益	34,988
評価・換算差額等合計	820,554

純資産合計

60,961,903

負債・純資産合計

69,440,898

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間		
(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		13,568,533
運用受託報酬		6,038,792
投資助言報酬		280,729
営業収益計		19,888,055
営業費用		9,556,598
一般管理費	1	4,238,947
営業利益		6,092,509
営業外収益	2	185,132
営業外費用	3	29,389
経常利益		6,248,253
特別利益	4	177,944
特別損失	5	88,650
税引前中間純利益		6,337,546
法人税、住民税及び事業税		1,753,243
法人税等調整額		137,604
法人税等合計		1,890,848
中間純利益		4,446,698

(3)中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間(自 2018年4月 1 日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,000,103	5,000,103	5,000,103
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,446,698	4,446,698	4,446,698
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	553,405	553,405	553,405
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,179,702	41,859,509	60,141,349

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,000,103
中間純利益	-	-	-	4,446,698
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	76,103	39,625	36,478	36,478
当中間期変動額合計	76,103	39,625	36,478	516,926
当中間期末残高	855,542	34,988	820,554	60,961,903

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第24期中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの ...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
7．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

- ・「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（中間貸借対照表関係）

第24期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)	
1．有形固定資産の減価償却累計額	809,056千円
2．消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第24期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
1．減価償却の実施額	
有形固定資産	26,097千円
無形固定資産	161,148千円
2．営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	105,286千円
金融派生商品収益	34,405千円
為替差益	29,067千円
3．営業外費用のうち主要なもの	
金融派生商品損失	19,122千円
控除対象外消費税	9,216千円
4．特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	176,855千円

5．特別損失のうち主要なもの

投資有価証券償還損	67,862千円
投資有価証券売却損	20,219千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間
(自 2018年4月1日
至 2018年9月30日)

1．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2．配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,000,103	46,106	2018年3月31日	2018年6月22日

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（2018年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	16,832,015	16,832,015	-
有価証券			
満期保有目的の債券	3,900,470	3,904,250	3,779
その他有価証券	3,910,770	3,910,770	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	16,550,241	16,575,020	24,778
その他有価証券	17,662,480	17,662,480	-
デリバティブ取引 ()			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	19,122	19,122	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	53,035	53,035	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ー で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

投資有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（2018年9月30日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	12,704,305	12,737,900	33,594
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,704,305	12,737,900	33,594
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	7,746,407	7,741,370	5,037
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	7,746,407	7,741,370	5,037
合計		20,450,712	20,479,270	28,557

２．その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,802,359	5,815,900	13,540
	国債・地方債等	5,802,359	5,815,900	13,540
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注）	8,608,683	9,991,177	1,382,494
	小計	14,411,042	15,807,077	1,396,034
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注）	5,929,000	5,766,173	162,826
	小計	5,929,000	5,766,173	162,826
合計		20,340,042	21,573,250	1,233,208

（注）投資信託受益証券等であります。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（１）株価指数先物関連

第24期中間会計期間末（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以 外の取引	新興国株価 指数先物 売建	922,671	-	19,122	19,122
	合計	922,671	-	19,122	19,122

（注１）時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

第24期中間会計期間末（2018年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,976,118	-	53,035	53,035
合計			1,976,118	-	53,035	53,035

（注１）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

	第24期中間会計期間 (自 2018年4月 1 日 至 2018年9月30日)
1株当たり純資産額	562,130円27銭
1株当たり中間純利益金額	41,003円04銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	4,446,698千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	4,446,698千円
期中平均株式数	108千株

（ 重要な後発事象 ）

第24期中間会計期間（ 自 2018年4月1日 至 2018年9月30日 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

2018年3月20日に開催された臨時株主総会において、定款の「取締役会」にかかる条項に次の事項の追加が決議されました。

- ・当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ 1 ）受託会社

a . 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2018年3月末現在、324,279百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a . 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2018年3月末現在、10,000百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（ 2 ）販売会社

（資本金の額：2018年3月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額	c . 事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、損害保険業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

（ 1 ）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（ 2 ）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
- コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
- ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月4日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あ や 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2018年6月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 青木 裕 晃 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイJ-REITインデックスファンドAの2017年5月13日から2018年5月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイJ-REITインデックスファンドAの2018年5月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年12月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 青木 裕 晃 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイJ-REITインデックスファンドAの2018年5月15日から2018年11月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCニッセイJ-REITインデックスファンドAの2018年11月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年5月15日から2018年11月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。